

施設利用契約約款（単発利用）

株式会社ミタケ（以下、「甲」という。）が管理運営する別表1に定める施設（以下「本施設」という。）の利用についての契約条件を次のとおり契約約款（以下、「本約款」という。）として定める。

第1条（総則）

- 1 本約款は、本施設を利用する個人又は法人（以下、「乙」という。）に適用され、乙は、本施設の利用を希望する際、利用申込フォームにて必要事項を記入の上、甲に利用申込をするものとし、甲が当該申込を承諾した時点で、本約款記載の条件に基づき甲及び乙の施設利用契約が成立するものとする。
- 2 乙は、本約款のほか、甲が別途定める本施設利用規約（以下「利用規約」という。）の規定を順守して、本施設を利用するものとし、利用規約は本約款と一体となすことを予め承諾するものとする。
- 3 甲及び乙は、本約款による本施設の利用が、借地借家法に基づく借家権が付与されるものでないことを予め相互に確認する。

第2条（利用目的及び利用内容等）

- 1 本施設は、次のいずれかの利用を目的とした施設であり、乙は、本施設の利用に際しては、これらの施設利用目的に準拠した利用を行うものとする。
 - (1) シェアスペース
あらかじめ甲の承認を得た利用内容での学びのサークル活動の場、教室又は講座等での開業、ワークショップ、セミナー又はイベント等の開催を目的とする。
 - (2) シェアキッチン
本施設の名義で許可された「飲食業営業許可証」又は「菓子製造業」を使用し、あらかじめ甲の承認を得た利用内容で飲食業又は菓子製造業を営むことを目的とする。なお、飲食店営業許可又は菓子製造業許可に関する事項は、特約にて定めるものとする。
- 2 乙は、本施設の利用に際しては、あらかじめ甲の承認を得た利用内容のみにおいて使用するものとし、他の用途で利用してはならない。なお、本施設を初めて利用する者は希望する利用内容について、甲と事前相談を行い、甲の承認を受けるものとする。
- 3 乙は、本施設に付随する諸造作、諸設備、家具什器備品等及び本施設共同使用部分を、利用規約に基づき他の利用者と共同で善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

第3条（利用期間及び利用料金）

- 1 本契約の利用期間は、利用申込フォームにて乙が甲に対して利用を申込み、甲が承諾した期間とする。
- 2 乙は甲に対し、利用期間開始までに別表2に記載の利用料金を甲の指定方法により支払うものとする。
- 3 本施設の利用期間には、準備及び後片付け・清掃の時間が含まれるものとする。
- 4 乙の都合により利用期間開始後に利用期間の超過が見込まれる場合、乙は、必ず甲に対して事前連絡を行い、甲の承諾を得た上で、別表2に記載する延長料金を第2項に規定する利用料金に加算した額を甲に対して支払うものとする。ただし、他の利用者の利用期間等との関係で、乙が希望する利用期間の延長に応じられない場合もあることを、予め乙は了承するものとする。
- 5 乙が本約款及び利用規約に違反し、乙に損害を与えた場合、乙は、別途甲が請求する実費負担分を甲に対して支払うことを予め了承するものとする。

第4条（キャンセル）

乙が、本施設の利用申込の承諾後に自己都合でキャンセルを申し出る場合は、次のとおりキャンセル料金が発生し、乙は、当該キャンセル料金を甲が指定する方法により甲に対して支払うものとする。

- (1) 利用予約日の7日前までのキャンセル：利用料金の0%
- (2) 利用予約日の6日前から2日前までのキャンセル：利用料金の50%
- (3) 利用予約日の前日から当日又は事前連絡無のキャンセル：利用料金の100%

第5条（利用制限事項及び禁止事項）

乙は、予め甲の承諾を得た場合を除き、次に掲げる行為をしてはならず、次の各号のいずれかに該当する場合、甲は乙による本施設の利用承諾の取り消し及び利用の中止をさせる場合がある。この場合、甲は乙に対し、前条各項に定める施設利用料及び損害額を請求できるものとする。なお、本項に定める利用承諾の取り消し又は利用の中止により乙がこうむった損害については、甲は一切の責任を負わない。

- (1) 本施設の利用申込時の利用内容と異なった利用をすること
- (2) 本施設を故意に損傷・汚損させること
- (3) 本施設の全部又は一部の利用権を第三者に譲渡又は転貸すること
- (4) 本施設の増改築、改造、模様替え等を行うこと
- (5) 本施設内の備品・付属品及び共有設備を含む改装・変更・専有すること
- (6) 本施設内に汚物、爆発物、引火の恐れのあるもの及びその他危険物を持ち込むこと
- (7) 甲の承諾を得ずに本施設の厨房設備又は付属の調理器具以外で火気を使用すること
- (8) 本施設内で人を宿泊させる又は動物を飼育すること
- (9) 本施設内での利用内容が、非合法的なもの、公序良俗に反するもの又は反社会的なものである場合、及びそれらのおそれがあると甲が判断した行為
- (10) 本施設内において、暴力団活動、宗教活動、マルチ商法等の勧誘行為、風俗関係事業、公序良俗に反する事業及びこれらに係る活動を行うこと
- (11) 甲及び第三者に対する詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる等の行為
- (12) 乙の事業遂行にあたり法令違反となる行為
- (13) 本施設及び本施設敷地内での喫煙行為
- (14) 甲が本施設に設置・保管している備品・商品が無断で持ち出す行為
- (15) 本施設の前面道路上での駐車、駐輪及び広告行為
- (16) 本施設及び周辺建物の居住者及び事業者等の迷惑になると甲が判断する行為
- (17) その他本約款及び利用規約に違反する一切の行為

第6条（責務・協力義務）

- 1 乙は、本施設の利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、事故防止及び防災などに努めなければならない。また、本施設の利用の際に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品の管理、盗難・事故防止等は、乙が責任を持って行うものとする。
- 2 乙は、本施設を利用した場合、利用規約に基づき、利用後に片付け、床・トイレ等共用部の清掃を行い、本施設利用前の状態に戻すこととする。また、それら共用部の共有備品を汚損・破損させた場合は、速やかに甲に申告し、甲の指示を受けるとともに、その実費を弁償しなければならない。
- 3 甲は、施設管理上必要な場合、乙の許可なく乙が使用中であっても施設内に立ち入ることができる。

第7条（明け渡し）

- 1 乙は、本施設の利用が終了したときは、本施設内に持ち込んだ乙所有の物品・ゴミ等の一切を持ち帰り、本施設を現状に復して明け渡さなければならない。
- 2 利用終了と同時に乙が明け渡しを履行しない場合又は前号の明け渡し後に乙所有の残置物があった場合は、甲は任意に乙の所有物品を処分することができ、乙はこれを予め認める。この場合、これに要した一切の費用は乙の負担とする。

第8条（個人情報の保護）

甲は、本施設の利用許諾を通じて知り得た乙の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及び甲が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、正確かつ安全に取り扱うものとする。

第9条（免責・損害賠償）

- 1 甲は、乙の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損その他のトラブルや乙自身又は第三者に対する損害について、甲の側に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わず、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任と費用をもって解決し、甲に損害を与えることをしないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由があった場合（当社に故意又は重大な過失があった場合を除く）は、甲は乙に対し、10万円を限度として賠償する。
- 2 本施設の利用に際し、乙により本施設に持ち込まれた食材・食器・調理器具その他の物品に起因する、甲及び第三者に対する損害については、全て乙が賠償する。
- 3 乙は、本施設の利用に際して、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者が損害をこうむった場合、速やかにその賠償の責に任じて対応しなければならない。
- 4 甲は、次の各号に定める事項により乙が被った損害については何等の責も負わない。
 - (1) 地震・洪水等の天災地変あるいは暴動・労働争議・その他の不可抗力により生じた損害
 - (2) 甲の故意・過失によらない火災・盗難・諸設備の故障に起因して生じた損害
 - (3) 電気・水道・電話及び電気通信設備等の供給制限又は停止による損害
 - (4) 本施設内のインターネット回線及びLAN回線の利用に起因して生じた乙の損害
 - (5) 乙が本施設に持ち込んだ食材、食器、調理器具その他の物品に起因する損害
 - (6) 甲の提供する共有物品の使用を通じて生じた乙の損害で甲が善意無過失の場合
 - (7) 乙の利用について公権力による命令・処分や法令の制定改廃に起因して生じた乙の損害
 - (8) その他、甲の責に帰す事の出来ない事由による一切の損害

第10条（本約款等の変更）

- 1 甲は、以下の場合に、甲の裁量により、本約款又は利用規約を変更することができる。
 - (1) 本約款又は利用規約の変更が、本施設利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款又は利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 甲は前項による本約款又は利用規約の変更にあたり、変更後の本約款又は利用規約の効力発生日の7日前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を本件施設内のファイル、本施設専用のLINE又は本施設のウェブサイトにて掲示する。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に乙が本施設を予約又は利用したときは、乙は、本規約の変更に同意したものとみなし、本約款を適用する。

第11条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとする。甲ならびに乙は、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本約款に拘束されることに同意するものとする。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、ある利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとする。

第12条（裁判所管轄）

本契約から生ずる権利義務に関し、争いが生じたときは横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

特約第1条（飲食店営業）

- 1 乙が、本施設において飲食店営業許可を使用する場合、甲が本施設における飲食店営業を乙に委託し、乙はこれを受託する形式での飲食店営業（以下、この条において「本件営業」という。）とする。
- 2 本件営業の名義及び管理責任は、本施設において飲食店営業許可を受けている甲にあり、乙は本件営業を行うにあたって甲の指示に従うものとする。
- 3 乙が実施した本件営業の損益は、乙に帰属するものとする。
- 4 甲は、乙に対し、本施設における飲食店営業許可（許可番号：令和5年5月24日横浜市港北生指令第57号）を受けていることを表明し、保証する。
- 5 乙は、本件営業の実施に際して、『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）』の内容に準拠した衛生管理を行わなければならない、生食用食肉の調理・加工及びふぐの調理をしてはならない。
- 6 乙が本件営業を実施するにあたり、第三者が損害を被った場合において、その損害の賠償に乙が負うべき責任及び本約款及び利用規約の不履行により乙が負うべき責任を次の各号に定める。
 - (1) 乙の行為により第三者が被った損害について、甲が損害賠償を行った場合には、甲は乙に対し、特段の事情がない限り、当該第三者に支払った損害賠償額について求償することができるものとする。
 - (2) 乙は、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。
- 7 乙は、本件営業を実施する際、原則として、飲食店営業に対応した損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に加入し、乙が本施設を利用するにあたって適用する保険は、乙が加入している保険とする。
- 8 乙は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行ってはならないものとする。ただし、甲の事前承諾を得た場合はこの限りではない。
- 9 乙は、本件営業を実施する前に甲に対して以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 乙（法人の場合は代表者）又は本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
 - (2) 食品衛生責任者養成講習会修了証の写し
 - (3) 損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に係る保険証書の写し（保険に加入している場合）

特約第2条（菓子製造業）

- 1 乙が、本施設において菓子製造業許可を使用する場合、甲が本施設における菓子製造業を乙に委託し、乙はこれを受託する形式での菓子製造業（以下、この条において「本件営業」という。）とする。
- 2 本件営業の名義及び管理責任は、本施設において菓子製造業許可を受けている甲にあり、乙は本件営業を行うにあたって甲の指示に従うものとする。
- 3 乙が実施した本件営業の損益は、乙に帰属するものとする。
- 4 甲は、乙に対し、本施設における菓子製造業許可（許可番号：令和7年2月13日横浜市港北生指令第615号）を受けていることを表明し、保証する。
- 5 乙は、本件営業により菓子を製造する際には、HACCPガイドラインに沿って菓子業界団体が示した『HACCPの考え方を取り入れた菓子製造業における衛生管理の手引書』（以下、「手引書」という。）の内容に準拠した衛生管理を行わなければならない。
- 6 乙は、本件営業で製造できるものは、手引書に定める次の各号に掲げる菓子の分類区分によるもののみとし、シアン化合物を含有する豆類を原材料とした生あんの製造及び冷凍食品の製造をしてはならない。
 - (1) 第1分類：生地調整で加熱する菓子（流し菓子、あめ類、ゼリー類）
 - (2) 第2分類：生地調整後に加熱する菓子（蒸し菓子、オープン焼き菓子、砂糖漬け菓子、バターケーキ類）
 - (3) 第3分類：加熱後手細工加工等が入る菓子（もち菓子、スポンジケーキ類、パイ菓子、シュー菓子、米菓）
 - (4) 第4分類：仕上げ工程（充填、巻き締め）後加熱する菓子（缶入りようかん）
 - (5) 第5分類：加熱加工しないあるいは低加熱加工の菓子
（おかもの、打ち菓子、押し菓子、掛け菓子、平鍋焼き菓子、チョコレート）
- 7 乙は、本件営業で菓子を製造し、販売する前に、甲に対して製造する菓子のレシピ、食品表示ラベルの案及び販売場所のリスト（以下、「レシピ等」という。）を提出し、甲の承諾を得たレシピ等で菓子を製造・販売しなければならない。
- 8 乙が本件営業を実施するにあたり、第三者が損害を被った場合において、その損害の賠償に乙が負うべき責任及び本約款及び利用規約の不履行により乙が負うべき責任を次の各号に定める。
 - (1) 乙の行為により第三者が被った損害について、甲が損害賠償を行った場合には、甲は乙に対し、特段の事情がない限り、当該第三者に支払った損害賠償額について求償することができるものとする。
 - (2) 乙は、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。
- 9 乙は、本件営業を実施する際、菓子製造業に対応した損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に加入し、乙が本施設を利用するにあたって適用する保険は、乙が加入している保険とする。
- 10 乙は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本件営業を第三者に再委託し、あるいは第三者との共同で本件営業を行ってはならないものとする。ただし、甲の事前承諾を得た場合はこの限りではない。
- 11 乙は、本件営業を実施する前に甲に対して以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 乙（法人の場合は代表者）又は本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
 - (2) 食品衛生責任者養成講習会修了証の写し
 - (3) 損害賠償保険及び生産物賠償責任保険に係る保険証書の写し
 - (4) 乙が本施設において製造する菓子のレシピ、食品表示ラベルの案及び販売場所のリスト

＜別表 1＞対象施設（本施設）

施設名称	空吹きチャーリー亭
所在地	222-0003 神奈川県横浜市港北区大曽根一丁目 23 番 2 号（1 階）
施設面積	30.55 平方メートル
利用可能時間	9 時～21 時

＜別表 2＞利用料金

単発利用利用料	1,650 円（内消費税 150 円込）／1 時間 最低 1 時間から、以降 30 分単位で利用料金を加算
オプション料	オープンレンジの使用：＋110 円／30 分
延長料金	30 分ごとに 1,100 円（内消費税 100 円込）

付則

2022 年 10 月 29 日 制定

2023 年 7 月 7 日 改定

2023 年 11 月 4 日 改定

2025 年 2 月 21 日 改定